

平成30年第4回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成30年11月30日（金曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第49号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第46号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について
- 第7 議案第47号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成30年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成30年第4回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は4件、議員提案が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成30年第4回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、坂本農業委員会会長から欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告いたします。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されています議件につきましては、議案が4件、議員提案による議案が1件であります。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、10番、山田日出夫君、1番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年の第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

臨時町議会の概要を申し述べます前に2、3のお話をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目です。

10月29日、昨日現在で本町の人口が4,997人になりました。これは住民票の状況でございますけれども、11月29日、失礼しました。11月29日の段階で4,997人、大変気にしてもおりました5千人を割るということでございますけど、現実のものになってきたということのお知らせをさせていただきます。

2点目です。

もうご存じのとおり今年の12月30日をもってTPP11が発動することに正式に決まりました。今日の新聞報道によりますと日豪EPAが2月1日からスタートするということが大体予定のとおりでございますし、私としましては管内の中でもTPPの締結等については断固反対という姿勢を貫いてまいりましたけれども、残念ながらTPP、日豪EPAがこの12月、2月からスタートするということとなります。その点でいいますと農業を中心とする農産物の自由化が一層拍車がかかっていくということでございますし、とりわけ乳製品、チーズ等々については、もう日豪EPAではもう当然酪農家に対する影響が強まっていくということの状況でございます。先に開催されました自由民主党の移動政調会において、さらにまた27日に道内の酪農町村長会議という組織がございまして、その一員として農水省の畜産部長とお会いし、数々の要請をしてまいりました。武部代議士も同席をしていただきましたけれども、私の方からは2点ほど強く求めてまいりました。

特に畜産クラスター等の農業の大型化によって酪農家の減少に伴いながらも搾乳量等々については減少していないという状況からいくと、ある意味ではロボット等の導入等についての一定の成果はあったのではないのかと。しかしこれは31年度で見直しということになっていますので、これを引き続き継続をしていただきたいということと合わせて関連して機械導入のリース事業というのがございます。これについてはチェック機能が5段階チェックというのがありまして、私どもが申請して、それが決定下りるまでに相当の期間を要するというので価格変動や税の変動等がある、これらについては、小規模農家も利用できるように現実的なやっぱり改善が必要なんではないのかということや、あるいは2点目に、スマート農業が耕作面積の増大に伴いまして無人トラクターの運営やロボットの先ほどの話もさることですけれども、本町は農村地区においては特に光ファイバーやブロードバンドについてが、やっぱり早急に急がれると。これは春から私も要請してきたところでございますけれども、直接、生産局の方に要望して何としても31年度からは予算措置をしていただきたいということ、これは自民党の農水委員会、農業委員会の中でも武部代議士がかなり強く、私どもの要請を受けてしてくれたようでございますけれども、いずれにいたしましてもTPPや日豪EPAに対応する農業というものをやっぱり現実のものとして声を上げていかなきゃならないのではないかなというふうに思っています。

さらにまた自由民主党の移動政調会においては、これは懸案事項でございますけれども、紅葉川が毎年のように氾濫しているという状況でございます、私どもも一定の予算を、今年度で言いますと2千万円ほど投入して紅葉川の改修に網走開発建設部と一緒にやってきたところでございますけれども、全面的なこれらの国の河川管理の河川の改修については全面的なやっぱり見直し等の改修をやっていただきたいということを申し上げてまいりました。特に紅葉川については、もうこの10年来、毎年のように決壊したり何かしていますので、これらについては北海道開発庁、そして農林水産省も含めてですね、強く要請をするということで今、事業を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、TPPや日豪EPAの影響というのは非常にこれから31年度等については、私はこの間の新穀感謝祭においても、やっぱりある意味では農業の正念場を迎えてくるのではないのかということも農家の代表の方々に申し上げたところでございますけれども、あえてまた私どもの行政はもちろんですけれども全町的な取り組みをJAきたみらい等も含めて進めていかなければならないなというふうに感じているところでございます。

次に、今回の一般会計の補正予算についてでございます。

議会費では、期末手当の支給割合改定に伴う議員人件費の追加。

総務費では、北海道胆振東部地震被災地に対し災害義援金を贈ることに伴う追加。

民生費では、灯油代高騰に伴う福祉灯油実施に係る助成金の計上。

衛生費では、水道事業会計職員の人事異動などによる人件費増に伴う一般会計からの補助金の追加を。

以上、総額で申し上げますと1,324万円の追加補正をさせていただいております。

次に、水道事業会計の補正予算についてであります、職員の人事異動等による人件費増に伴い、668万8千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例の一部改正についてであります。

特別職の期末手当支給割合の改定に伴い、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正。

一般職の月例給、勤勉手当支給割合の改定に伴い、職員の給与に関する条例の一部の改正。

以上、提案をさせていただいております4件の議案の詳細につきましては、副町長または担当課長から後ほど説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第46号、議案第47号

○議長（上原豊茂君） この際、日程第3、議案第48号、日程第4、議案第49号、日程第5、議案第50号、日程第6、議案第46号、日程第7、議案第47号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書11ページです。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。議案書11ページをお開きください。議員提案であります。

議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成30年11月30日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。訓子府町議会議員余湖龍三、同じく河端芳恵、同じく西山由美子、同じく山田日出夫の4名でございます。

本年度の国家公務員の給与について、本年8月10日の人事院勧告どおり改定を行う内容の改正給与法案が衆参両院で可決し、28日成立いたしました。

この条例改正につきましては、従来から、この勧告に基づき改正してきている町の特別職に準じて議会議員の期末手当についても改正してきている経過を踏まえ、本年11月22日の全員協議会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただきます。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります「期末手当改正概要」にて、ご説明

いたします。

まず、第1条であります。12月期に支給する期末手当を現行の2.275か月から2.325か月とし、年間の支給月数を0.05か月引き上げ4.45か月とするものであります。

また、第2条では、これは平成31年度以降に支給する分についてであります。6月期に支給する期末手当を現行の2.125か月から0.1か月引き上げ2.225か月とし、逆に、12月期に支給する期末手当を第1条で改正した2.325か月から0.1か月引き下げて2.225か月とし、6月期および12月期の期末手当が均等になるように配分し、年間の支給月数を30年度と同様、4.45か月とするものであります。

次に、11ページに戻りまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第48号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第49号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書13ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の13ページをご覧ください。

議案第49号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第50号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきますが、この中で勤勉手当の改正があり、期末・勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

記以下に本文が載っておりますが、14ページに「新旧対照表」と、その表の下の「期末手当改正概要」という表によりご説明いたします。

まず、新旧対照表をご覧ください。上段に第1条、下段に第2条とありますが、内容としましては、期末手当の支給割合が規定されている第3条第2項の改正となっており、第1条は、この条例については、公布の日から適用、第2条は、平成31年4月1日から施行となるため、条を分けているものでございます。

次に、期末手当の支給割合の改正内容ですが、一番下の表の「期末手当改正概要」をご覧ください。

今回の改正では、表の一番右側の欄にありますように、現行、年間4.4か月を4.45か月に、0.05か月分引き上げるものでございます。

第1条では、平成30年度の支給割合、第2条では、平成31年度以降の支給割合を規定しております。

平成30年度では、12月期に支給する期末手当の割合を2.275か月から2.325か月に0.05か月引き上げ、平成31年度以降は、6月期と12月期とも同じ割合、それぞれ2.225か月分に改正する内容となっております。

前の13ページに戻っていただき、附則をご覧くださいますと、新旧対照表のところで説明しました施行月日を規定しております。

以上、議案第49号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、本年8月10日に人事院勧告があり、国家公務員給与法案が11月6日に人事院勧告どおりに閣議決定、その後衆参両議院で審議され、11月28日に成立されております。

このことを踏まえ、町職員の給与についても改定することとし、条例改正案を提案させていただいているところでございます。

今回の給与改定は、給料表と期末・勤勉手当について改定するものでございます。

改正文は16ページから20ページまで、新旧対照表を21ページから22ページまで、期末・勤勉手当の改正内容を整理したものを23ページの「期末・勤勉手当改正概要」にまとめております。

まず、16ページをご覧ください。

第1条の規定がありますが、一番下の条文、別表第1を次のように改めるということで、17ページから19ページにかけて改正後の給料表が載っております。

改正内容は、初任給を1,500円引き上げ、若年層については千円程度、その他は400円を引き上げることとし、本年4月1日に遡って適用することとしております。

次に、23ページの「期末・勤勉手当改正概要」の表をご覧ください。

上の表は、一般職員に関わるものでございます。

表の右側の「年間」の「計」の欄がありますが、これは期末・勤勉手当あわせた支給割合ですが、現行4.4か月を4.45か月に0.05か月引き上げるものでございます。

第1条では、平成30年度の支給割合を掲載しておりますが、12月期の勤勉手当、現行0.9か月を0.95か月に0.05か月分引き上げることとしております。

第2条では、平成31年度以降の支給割合を掲載しております。総支給割合は変わりませんが、6月期、12月期、それぞれ期末・勤勉手当の支給割合を同じ割合に改正しようとするものでございます。

次に、下の表は、再任用職員に関わるものでございます。

年間でいきますと表の右側の計欄をご覧くださいたいと思いますが、現行2.3か月を

2. 35か月に0.05か月分引き上げるものでございます。

第1条では、平成30年度の支給内容を整理しておりますが、12月期の勤勉手当、現行0.425か月に0.475か月に0.05か月分引き上げるものでございます。

第2条では、平成31年度以降の支給割合を掲載しております。一般職員同様、総支給割合は変わりませんが、6月期、12月期、それぞれの期末・勤勉手当の支給割合を同じ割合に改正しようとするものでございます。

20ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

第1条第1項では、施行期日を、第2項では、適用月日を規定しております。

第2条では、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づく給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨、規定しております。

以上、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第46号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の3ページになります。まず3ページです。失礼、1ページです。すいません。

まず最初にですね、今回の補正予算につきましては、主なものとしまして、人事院勧告に基づく給与関連条例の説明、ただいま前段でさせていただきましたけれども、今回の一般会計の補正予算では現状の予算科目の区分の中で不足する部分、例えば議員の期末手当の分のみを提案させていただいております。他の特別職3人と職員分につきましては、予算科目の中で調整が現在できますので、これにつきましては3月の整理予算の中で提案させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、率につきましては条例改正のところでも説明しましたように議員および特別職の3人につきましては期末手当1本での整理となります。職員につきましては勤勉手当の中で整理をするという説明をただいまさせていただいたところでございます。

それでは早速3ページの議案の説明に入らせていただきますけれども、失礼しました1ページからですね、まず議案第46号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。

まず第1条では、歳入歳出それぞれ1,324万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億1,671万7千円とするものでございます。

第2項につきましては、今回の補正にかかる款項の区分ごとの金額等についてでございますけれども、これにつきましては次のページの第1表のとおりになりますので、これについてはご覧いただくこととしまして、この後の3ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいと思っております。

それではまず歳出の方から説明させていただきますけれども、4ページをお開き願いたいと思っております。

まず一番上の表の1款、議会費、1項、1目の事業区分、議員人件費では、期末手当等の率について、本年度分につきましても12月分で調整するというのが前段説明させてい

ただいたものでございますけども、支給割合を2.275か月から2.325か月に0.05か月増額するというもので、これは10人分で10万2千円を職員手当として追加するというものでございます。

なお、来年度以降につきましては、先ほども説明しましたように全体の支給率が変わっておりませんが、6月と12月で均等に2.225か月ずつの同じ率の配分ということの内容でございます。

これと給与関係の条例改正によりまして、これによる後ろの方にあります給与費の明細書についても変更になっておりますので、これは後でご覧いただければというふうに思っております。

次に、2段目の表の2款、総務費、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業の寄付金の災害義援金では、今年の9月6日、胆振の東部を震源とする地震で特に被害の大きかった厚真、安平、むかわ、日高への各50万円ずつの合計200万円の義援金を計上してございます。

次に、3段目の3款、民生費になります。1項、1目、社会福祉総務費の事業区分でいきますと社会福祉一般事業の扶助費、福祉灯油助成では、冬期間の暖房に使用する灯油価格の高騰に伴う低所得者や高齢者などの世帯に対しての灯油代の一部助成ということで、過去の実績なども勘案しまして、該当者としては、対象世帯が743件、そのうちの今までの率を大体勘案しますと60%程度になりますけども、445世帯を見込み445万円の計上をしてございます。これ1世帯当たり1万円の計算でございます。

なお、これにつきましては、先の全員協議会でも説明しましたように年内で助成を考慮しておりますので、今回提案させていただいたという意味でございます。

次に、一番下の表の4款の衛生費、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分では、水道事業の助成事業と負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金になりますけれども、これは今回の給与改定、職員の給与改定および水道会計については人数も少ないものですから、4月の人事異動に伴う、これは不足分を合わせまして今回668万8千円の追加を提案させていただいているものでございます。

なお、これにつきましては、後ほど水道会計の補正予算の方で内容を説明させていただきます。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

これは11款、繰越金、1項、1目の繰越金につきましては、前年度繰越金を今回の補正の財源調整とするものでございまして、1,324万円を追加してございます。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の内容について説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第47号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の7ページをご覧ください。

議案第47号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

まず第1条の規定によりまして、第2条では、水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、まず収入では、第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を668万8千円増額し、水道事業収益の総額を1億7,332万5千円とするものであります。

次に、支出の方ですが、第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を668万8千円増額し、水道事業費用の総額を1億4,430万3千円とするものであります。

次に、第3条では、予算の第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費であります職員給与費を668万8千円増額し、3,460万8千円とするものでございます。

次に、第4条では、予算の第8条に定めました他会計からの補助金の金額を668万8千円増額し、2,715万9千円とするものであります。

次のページ、8ページになります。

水道事業会計の予算実施計画説明書になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですが内容についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、先にですね、下の支出の方から説明いたします。1款、1項、3目、総係費になりますが、今年4月の人事異動に伴う人件費の増額分として668万8千円の増額補正となります。内訳の節につきましては、給料373万2千円、手当が192万7千円、法定福利費は102万9千円となりまして、それぞれの内訳につきましては説明欄に記載のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、上の収入ですが、1款、2項、2目、他会計補助金になりますが、先ほどの支出で増額となる668万8千円の同額を補正額としております。

水道事業会計の人件費につきましては、当初予算では4人分を計上しておりましたが、執行額では5人分となることから、その不足分につきましては、下水道事業と水道事業の業務割合を勘案しまして積算した額の不足額分を一般会計から補助金として補填を受けるものでございます。

次のページ、9ページになります。

給与費明細書につきましては、補正前と補正後の数値等を比較する資料となっております。特に、次のページ、10ページの3の(3)特別職員数をご覧ください。補正後の欄の真ん中、係長職の3級のところが1名増えてございます。

なお、他の項目につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、現金の流れを示しますキャッシュ・フロー計算書につきましては、前回の6月補正のものと数値に変動がございませんので、今回は添付を省略させていただいております。

以上、平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(上原豊茂君) 以上で各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第46号、議案第47号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず最初に、議案第48号の質疑を許します。議案書11ページです。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。
次に、議案第49号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第49号の質疑を終了いたします。
次に、議案第50号の質疑を許します。議案書15ページです。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第50号の質疑を終了いたします。
次に、議案第46号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第46号の質疑を終了いたします。
次に、議案第47号の質疑を許します。議案書7ページです。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、議案第47号の質疑を終了いたします。
以上をもって一括議題の質疑を終了いたします。
これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第46号、議案
第47号の採決をいたします。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第46号、議案第47号は、原案の
とおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第46号、議案第47号は、
いずれも原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了い
たしました。

これにて、平成30年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分